

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>消費税法(昭和63年法律第108号)、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)、<u>地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成9年政令第17号)</u>、<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)</u>及び<u>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)</u>の施行に伴い、所得税の課税所得金額の計算における消費税及び地方消費税の取扱いを明らかにするものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 令 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)をいう。</p> <p>(2) 措置法 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)をいう。</p> <p>(3) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。</p> <p>(4) 控除対象外消費税額等 消費税法第30条第1項((仕入れに係る消費税額の控除))の規定の適用を受ける場合で、同条第2項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち同条第1項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。</p> <p>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が<u>100分の1.7</u>の消費税であると仮定して消費税法の規定の例により</p>	<p>(趣旨)</p> <p>消費税法(昭和63年法律第108号)、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)、地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)及び地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成9年政令第17号)の施行に伴い、所得税の課税所得金額の計算における消費税及び地方消費税の取扱いを明らかにするものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 令 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)をいう。</p> <p>(2) 措置法 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)をいう。</p> <p>(3) 消費税等 消費税及び地方消費税をいう。</p> <p>(4) 控除対象外消費税額等 消費税法第30条第1項((仕入れに係る消費税額の控除))の規定の適用を受ける場合で、同条第2項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち同条第1項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をいう。</p> <p>(注) 課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が<u>100分の1</u>の消費税であると仮定して消費税法の規定の例により</p>

計算した場合における同法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第1項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。

- (5) 税抜経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいう。
- (6) 税込経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいう。

附 則

(経過的处理)

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成26年4月1日以後に行う消費税法第2条第1項第12号に規定する課税仕入れ（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第4条第3項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第4号又は第5号に掲げるものに該当するもの（以下「経過措置対象課税仕入れ」という。）を除く。）及び同日以後に消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る同項第11号に規定する課税貨物について適用し、同日前に行った同項第12号に規定する課税仕入れ（経過措置対象課税仕入れを含む。）及び同日前に同項第2号に規定する保税地域から引き取った同項第11号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

計算した場合における同法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第1項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。

- (5) 税抜経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいう。
- (6) 税込経理方式 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいう。